

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年3月18日(2021.3.18)

【公表番号】特表2020-535687(P2020-535687A)

【公表日】令和2年12月3日(2020.12.3)

【年通号数】公開・登録公報2020-049

【出願番号】特願2020-513752(P2020-513752)

【国際特許分類】

H 04 W 68/00 (2009.01)

H 04 W 8/22 (2009.01)

H 04 W 4/70 (2018.01)

H 04 W 72/04 (2009.01)

【F I】

H 04 W 68/00

H 04 W 8/22

H 04 W 4/70

H 04 W 72/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月5日(2021.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基地局によって実行されるワイヤレス通信の方法であって、

ユーザ機器(UE)に関連付けられたウェイクアップ信号のための構成を決定するステップであって、前記ウェイクアップ信号は前記UEがアクティブモードになることを示し、前記構成は前記UEの能力に少なくとも部分的に基づいて通信が遅延されることを示す、決定するステップと、

前記構成に少なくとも部分的に基づいて、リソース内の前記ウェイクアップ信号を送信するステップと、

前記ウェイクアップ信号に少なくとも部分的に基づいて、前記通信を前記UEに送信するステップとを含む、

方法。

【請求項2】

前記通信のための遅延が、前記UEを含む1つまたは複数のUEに関連付けられた最小遅延を識別する情報に少なくとも部分的に基づく、

請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記能力が、前記UEの受信機タイプまたは前記UEの処理時間のうちの少なくとも1つに関する、

請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記通信が、構成された遅延が経過する前に送信される、

請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記リソースが、前記通信の反復の最大数に少なくとも部分的に基づく、
請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記UEが、最大リソース持続時間で構成され、
前記ウェイクアップ信号のための実際のリソース持続時間が、前記構成された最大リソース持続時間と同じ程度である、
請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記リソースが、前記通信の反復の数に少なくとも部分的に基づいて選択される、
請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記リソースの開始が、構成された最大リソース持続時間、および前記通信の前のギャップまたは遅延に少なくとも部分的に基づいて構成されたウェイクアップ信号の開始点と合わされる、
請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記ウェイクアップ信号の送信電力が、前記基地局によって送信されるダウンリンク基準信号に関する電力オフセットに少なくとも部分的に基づいて構成される、
請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記能力は、前記UEの反復構成を示す、請求項1に記載の方法。

【請求項11】

前記反復構成は、前記通信を復号するために必要とされる反復の数に関する情報を含む、
請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記能力は、前記UEが、不連続受信(DRX)サイクルまたは拡張不連続受信(eDRX)サイクルの1つまたは複数に関するか否かを示す、請求項1に記載の方法。

【請求項13】

ユーザ機器(UE)によって実行されるワイヤレス通信の方法であって、
ウェイクアップ信号構成に少なくとも部分的に基づいて、リソース内のウェイクアップシグナリングを監視するステップであって、前記ウェイクアップ信号構成が、前記UEの能力に少なくとも部分的に基づき、前記ウェイクアップ信号構成は、前記能力に少なくとも部分的に基づいて通信が遅延されることを示す、ステップと、
前記リソース内のウェイクアップ信号を受信するステップであって、前記UEは、前記ウェイクアップ信号によって示される前記リソース上でアクティブ状態で動作する、ステップと、

前記ウェイクアップ信号に少なくとも部分的に基づいて、通信を受信するステップとを含む、
方法。

【請求項14】

前記ウェイクアップ信号に少なくとも部分的に基づいて、前記通信を受信するためにウェイクアップを実行するステップをさらに含む、
請求項13に記載の方法。

【請求項15】

前記能力を識別する情報を基地局に送信するステップをさらに含む、
請求項13に記載の方法。

【請求項16】

前記能力が、前記UEの受信機タイプまたは前記UEの処理時間のうちの少なくとも1つに関する、
請求項13に記載の方法。

【請求項 17】

前記通信が、構成された遅延が経過する前に受信され、

前記方法が、

前記ウェイクアップ信号と前記構成された遅延に関連付けられた時間との間の前記通信を監視するステップをさらに含む、

請求項13に記載の方法。

【請求項 18】

基地局によって構成された遅延またはギャップに少なくとも部分的に基づいて、前記ウェイクアップシグナリングを監視するかどうかを決定または選択するステップをさらに含む、

請求項13に記載の方法。

【請求項 19】

前記遅延またはギャップが、前記UEの所要の遅延とは異なる、

請求項18に記載の方法。

【請求項 20】

前記UEによって、前記UEが前記ウェイクアップシグナリングを監視すべきかどうかを示す情報を提供するステップをさらに含む、

請求項18に記載の方法。

【請求項 21】

前記UEによって、所要の遅延またはギャップを識別する情報を提供するステップであつて、前記所要の遅延またはギャップが、複数の候補遅延またはギャップのうちの1つである、ステップをさらに含む、

請求項13に記載の方法。

【請求項 22】

前記所要の遅延またはギャップが、前記UEの不連続受信構成に少なくとも部分的に基づく、

請求項21に記載の方法。

【請求項 23】

前記リソースの長さが、前記通信に関連付けられた反復の最大数に少なくとも部分的に基づく、

請求項13に記載の方法。

【請求項 24】

前記リソースが、前記ウェイクアップシグナリングについて前記UEによって監視される複数のリソースのうちの1つであり、および

前記複数のリソースが、前記通信に関連付けられた反復の最大数および反復の実数に少なくとも部分的に基づいて決定される、

請求項13に記載の方法。

【請求項 25】

少なくとも1つの不連続受信サイクルの構成された期間内で、前記ウェイクアップ信号を使用して同期手順を実行するステップをさらに含む、

請求項13に記載の方法。

【請求項 26】

前記能力は、前記UEの反復構成を示す、請求項 13 に記載の方法。

【請求項 27】

前記反復構成は、前記通信を復号するために必要とされる反復の数に関する情報を含む、請求項26に記載の方法。

【請求項 28】

前記能力は、前記UEが、不連続受信 (DRX) サイクルまたは拡張不連続受信 (eDRX) サイクルの1つまたは複数に関するか否かを示す、請求項13に記載の方法。

【請求項 29】

ワイヤレス通信のための基地局であって、前記基地局は、
メモリと、

前記メモリに動作可能に結合された1つまたは複数のプロセッサとを備え、前記メモリ
および前記1つまたは複数のプロセッサが、

ユーザ機器(UE)に関連付けられたウェイクアップ信号のための構成を決定することであって、前記ウェイクアップ信号は前記UEがアクティブモードになることを示し、前記構成は前記UEの能力に少なくとも部分的に基づいて通信が遅延されることを示す、決定することと、

前記構成に少なくとも部分的に基づいて、リソース内の前記ウェイクアップ信号を送信することと、

前記ウェイクアップ信号に少なくとも部分的に基づいて、前記通信を前記UEに送信することとを行うように構成される、

基地局。

【請求項 3 0】

前記1つまたは複数のプロセッサが、

前記UEを含む1つまたは複数のUEに関連付けられた最小遅延を識別する情報に少なくとも部分的に基づいて前記通信のための遅延を決定するようにさらに構成される、

請求項29に記載の基地局。

【請求項 3 1】

前記能力が、前記UEの受信機タイプまたは前記UEの処理時間のうちの少なくとも1つに関する、

請求項29に記載の基地局。

【請求項 3 2】

前記通信が、構成された遅延が経過する前に送信される、

請求項29に記載の基地局。

【請求項 3 3】

前記リソースが、前記通信の反復の最大数に少なくとも部分的に基づく、

請求項29に記載の基地局。

【請求項 3 4】

前記UEが、最大リソース持続時間で構成され、

前記ウェイクアップ信号のための実際のリソース持続時間が、前記構成された最大リソース持続時間と同じ程度である、

請求項29に記載の基地局。

【請求項 3 5】

前記リソースが、前記通信の反復の数に少なくとも部分的に基づいて選択される、

請求項29に記載の基地局。

【請求項 3 6】

前記リソースの開始が、構成された最大リソース持続時間、および前記通信の前のギャップまたは遅延に少なくとも部分的に基づいて構成されたウェイクアップ信号の開始点と合わされる、

請求項29に記載の基地局。

【請求項 3 7】

前記ウェイクアップ信号の送信電力が、前記基地局によって送信されるダウンリンク基準信号に関する電力オフセットに少なくとも部分的に基づいて構成される、

請求項29に記載の基地局。

【請求項 3 8】

ワイヤレス通信のためのユーザ機器(UE)であって、前記UEは、

メモリと、

前記メモリに動作可能に結合された1つまたは複数のプロセッサとを備え、前記メモリおよび前記1つまたは複数のプロセッサが、

ウェイクアップ信号構成に少なくとも部分的に基づいてリソース内のウェイクアップシグナリングを監視することであって、前記ウェイクアップ信号構成が前記UEの能力に少なくとも部分的に基づき、前記ウェイクアップ信号構成は、前記能力に少なくとも部分的に基づいて通信が遅延されることを示す、ことと、

前記リソース内のウェイクアップ信号を受信することであって、前記UEは、前記ウェイクアップ信号によって示される前記リソース上でアクティブ状態で動作する、ことと、

前記ウェイクアップ信号に少なくとも部分的に基づいて前記通信を受信することを行いうように構成される、

UE。

【請求項 3 9】

前記1つまたは複数のプロセッサが、

前記ウェイクアップ信号に少なくとも部分的に基づいて、前記通信を受信するためにウェイクアップを実行するようにさらに構成される、

請求項38に記載のUE。

【請求項 4 0】

前記1つまたは複数のプロセッサが、

前記能力を識別する情報を基地局に送信するようにさらに構成される、

請求項38に記載のUE。

【請求項 4 1】

前記能力が、前記UEの受信機タイプまたは前記UEの処理時間のうちの少なくとも1つに関する、

請求項38に記載のUE。

【請求項 4 2】

前記通信が、構成された遅延が経過する前に受信され、

前記1つまたは複数のプロセッサが、

前記ウェイクアップ信号と前記構成された遅延に連付けられた時間との間の前記通信を監視するようにさらに構成される、

請求項38に記載のUE。

【請求項 4 3】

前記1つまたは複数のプロセッサが、

基地局によって構成された遅延またはギャップに少なくとも部分的に基づいて、前記ウェイクアップシグナリングを監視するかどうかを決定または選択するようにさらに構成される、

請求項38に記載のUE。

【請求項 4 4】

前記遅延またはギャップが、前記UEの所要の遅延とは異なる、

請求項43に記載のUE。

【請求項 4 5】

前記1つまたは複数のプロセッサが、

前記UEによって、前記UEが前記ウェイクアップシグナリングを監視すべきかどうかを示す情報を提供するようにさらに構成される、

請求項43に記載のUE。

【請求項 4 6】

前記1つまたは複数のプロセッサが、

前記UEによって、所要の遅延またはギャップを識別する情報を提供することであって、前記所要の遅延またはギャップが、複数の候補遅延またはギャップのうちの1つである、ことを行うようにさらに構成される、

請求項38に記載のUE。

【請求項 4 7】

前記所要の遅延またはギャップが、前記UEの不連続受信構成に少なくとも部分的に基づ

く、

請求項46に記載のUE。

【請求項48】

前記リソースの長さが、前記通信に関連付けられた反復の最大数に少なくとも部分的に基づく、

請求項38に記載のUE。

【請求項49】

前記リソースが、前記ウェイクアップシグナリングについて前記UEによって監視される複数のリソースのうちの1つであり、

前記複数のリソースが、前記通信に関連付けられた反復の最大数および反復の実数に少なくとも部分的に基づいて決定される、

請求項38に記載のUE。

【請求項50】

前記1つまたは複数のプロセッサが、

少なくとも1つの不連続受信サイクルの構成された期間内で、前記ウェイクアップ信号を使用して同期手順を実行するようにさらに構成される、

請求項38に記載のUE。